

規程第41号

国立研究開発法人建築研究所交流研究員受入れ規程を次のように定める。

平成27年4月1日

国立研究開発法人建築研究所理事長 坂本 雄三

国立研究開発法人建築研究所交流研究員受入れ規程

(通則)

第1条 国立研究開発法人建築研究所(以下「研究所」という。)が建築及び都市計画に係る技術(以下「建築・都市計画技術」という。)に関する指導のために行う当該研究所以外の機関(外国の機関を除く。以下同じ)に所属する職員(以下「交流研究員」という。)の受入れについては、この規程の定めるところによる。

(受入れの申請)

第2条 国立研究開発法人建築研究所理事長(以下「理事長」という。)は、次の各号に掲げる機関の長から、申請があったときは、当該申請に係る交流研究員を受入れることができる。

- 一 国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人
- 二 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- 三 前各号のほか、理事長がその交流研究員の受入れを適当であると認めた法人

2 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した交流研究員受入れ申請書(以下「受入れ申請書」という。)を提出して行うものでなければならない。

- 一 交流研究員の氏名、住所及び経歴
- 二 受入れを希望する期間
- 三 希望する指導の内容
- 四 受入れを希望する理由
- 五 その他受入れに関し必要な事項

(受入れの承認)

第3条 前条の申請に基づいて交流研究員の受入れを承認するにあたっては、次の各号に掲げる要件を満たさなくてはならない。

- 一 受入れようとする交流研究員が研究所の指導を受けるのに必要な能力その他の適格性を有する者であること。
- 二 指導の内容が特定の建築・都市計画技術の取得又は申請機関の研究、試験若しくは調査(以下「研究等」という。)の実施に関するものであること。
- 三 交流研究員の受入れによって研究所の他の業務に支障が生ずるおそれのないものであること。

第4条 前条に規定する承認は、申請機関の長に対し交流研究員の受入れ承認書を交付して行う

ものとする。

- 2 前項に規定する受入れ承認書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 受入れる交流研究員の氏名
 - 二 受入れ期間
 - 三 交流研究員の指導に関する計画の内容
 - 四 理事長が受入れ承認書に基づいて交流研究員の指導を行う旨及び次条から第10条までの規定の趣旨に関する事項
 - 五 その他受入れに関し必要な事項
- 3 前2項の規定は前項第1号から第5号に掲げる事項の変更について準用する。

(受入れに関する費用の負担)

第5条 理事長は、受入れに要する費用を申請機関に負担させるものとする。

(交流研究員の服務等)

第6条 理事長は、交流研究員の服務については、研究所の職員に準拠して取り扱うものとする。

- 2 理事長は、交流研究員が受入れに係る指導に関して被った災害の補償については、当該交流研究員の所属する申請機関に負担させるものとする。
- 3 理事長は、交流研究員が故意又は過失により研究所又は第三者に与えた損害については、当該交流研究員が所属する申請機関に賠償の責を負わせるものとする。

(受入れの中止)

- 第7条 理事長は、受入れに係る指導を継続することにより研究所の他の業務に支障が生じ又は天災その他のやむを得ない理由が生じたため、当該指導を継続することが困難となったときは、当該交流研究員の受入れを中止することができる。
- 2 理事長は、交流研究員又は申請機関の長が第4条第1項に規定する受入れ承認書に記載された同条第2項第4号及び第5号に係る事項を遵守しないときその他交流研究員又は申請機関の長に不都合な行為があったときは、当該交流研究員の受入れを中止することができる。
 - 3 理事長は、第1項の規定により交流研究員の受入れを中止しようとするときはあらかじめ、当該交流研究員の所属する申請機関の長と協議しなければならない。
 - 4 理事長は、第2項の規定により交流研究員の受入れを中止しようとするときは当該交流研究員の所属する申請機関の長に通知しなければならない。

(研究等の報告)

第8条 受入れに係る研究等が終了し、又は受入れ期間が満了し、若しくは受入れを中止したときは、理事長は、速やかに当該研究等に関する報告書を当該交流研究員から提出させるものとする。

(特許出願)

第9条 理事長は、研究所に所属する職員及び交流研究員が共同で行った発明について特許出願をしようとするときは、当該交流研究員(当該発明の特許法(昭和34年法律第121号)第35条第1項に規定する職務発明であるときは当該交流研究員の所属する機関又は当該機関が認めた他の機関とする。以下この条において同じ。)と共同して行わなければならない。ただし、当該交流研究員の同意を得たときはこの限りでない。

2 理事長は、交流研究員が受入れに係る指導を受けて行った発明について当該交流研究員が特許出願をしようとするときは、理事長と共同して行わせるものとする。ただし、理事長の同意を得たときはこの限りでない。

3 理事長は、前2項本文に規定する特許出願について、当該特許出願に係る特許を受ける権利の持分を定めた共同出願契約を締結しなければならない。

4 前3項の規定は、実用新案登録出願及び意匠登録出願について準用する。

(研究等の成果の取扱い)

第10条 理事長は、交流研究員又はその申請機関の長が受入れに係る研究等の成果を理事長及び当該申請機関の長以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ、理事長の同意を得させるものとする。

(細則)

第11条 理事長は、この規程を施行するため必要があるときは、細則を定めることができる。

(経過措置)

第12条 本規程の施行前に国土交通省研究所等部外研究員受入れ規則(平成13年1月6日国土交通省訓第2号)第2条第2項の規定に基づき行われた申請のうち、指導担当者が研究所の職員であるものについては第2条第2項の規定により行われた申請とみなす。

附則(平成27年4月1日規程第41号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(独立行政法人建築研究所交流研究員受入れ規程の廃止)

第2条 独立行政法人建築研究所交流研究員受入れ規程(平成13年規程第3号)は、廃止する。